

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の便利さをもたらす一方で、生活環境や生態系への影響、地球温暖化※1やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

これらの環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動などに起因しており、私たちが将来にわたり安全で健康かつ快適な環境を享受するためには、ライフスタイルや事業活動の在り方を見直し、良好な環境が未来に引き継がれていくように推進しなければなりません。また、私たち全ての者が、資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷を低減することによって、持続的に発展することが可能な循環型社会が構築されるよう推進しなければなりません。そして、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを再確認し、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取り組みにより推進されなければなりません。

このような考え方に立ち、本市では、平成17年4月に環境の保全等に関する基本理念を定めた「山梨市環境基本条例」を制定し、平成19年3月に同条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として「山梨市環境基本計画」を策定しました。

この計画が平成28年度に目標年次を迎えることから、これまでの計画の見直しを行い、新たに、平成29年度から平成38年度までの10年間の「第2次山梨市環境基本計画」を策定します。

策定にあたりましては、第2次山梨市まちづくり総合計画と施策の方針や目標等の整合性を図ったうえで、前期5年間の目標を設定し、環境を巡る社会情勢の変化を見据え、後期5年間の目標については、前期の成果を踏まえ、改めて見直しを行うものとします。

第2節 計画の目的

山梨市環境基本条例に示される“基本理念”の実現を目的とします。

「山梨市環境基本条例」【抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げるものを基本理念とする。

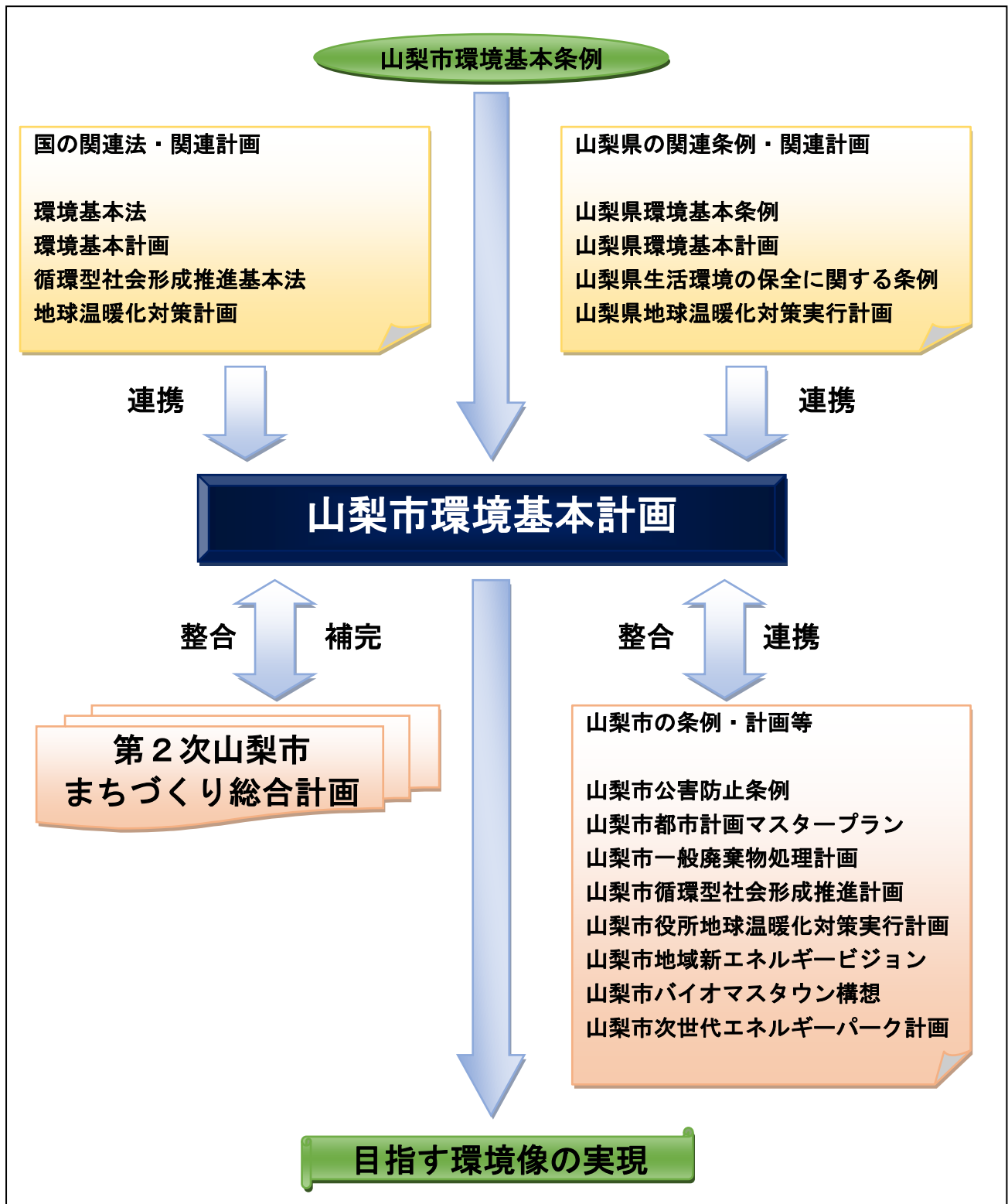
- (1) 現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたり引き継がれていくように推進されなければならないこと。
- (2) すべての者が資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷を低減することによって、持続的に発展することが可能な循環型社会が構築されるよう推進されなければならないこと。
- (3) 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取り組みにより推進されなければならないこと。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、山梨市環境基本条例第8条に基づき策定する計画です。

ここでは、国、県の環境関連計画や市の各種条例・計画との関係を整理し、明確にします。

また、本計画は、市の最上位計画「第2次山梨市まちづくり総合計画」との整合を図った上で、環境面から補完します。



第4節 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化により変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。

本計画では、対象とする環境を「山梨市環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとします。

環境の範囲	環境項目
1 社会環境	廃棄物
2 自然環境	植物・動物、農地、森林、河川
3 生活環境	大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音・振動、悪臭、土壌汚染
4 快適環境	公園・緑地、景観、文化財
5 地球環境	地球温暖化、エネルギー

第5節 計画の期間

本計画は、平成38年度を目標年次として策定します。

計画の数値目標などについては、環境の状況の変化などに対応するため、5年を目途に見直しを行います。

また、社会情勢や環境問題の変化等により、当初掲げた目標が達成困難な項目については、新たな目標値を設定し、目標達成を目指します。

